年　　月　　日

　（宛先）生活環境課長

事業者等名称

担当者名

連絡先

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）に基づく事前相談について

このことについて、次の地点に10kW以上の環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例の対象とならない事業用太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）の設置を検討しているため、環境に関する地域とのコミュニケーションに関する事項等について、事前相談いたします。

１．設置予定場所

２．設置予定出力